

石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査計画書（案）新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p data-bbox="286 443 963 475">石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査計画書</p> <p data-bbox="472 639 779 719">平成 27 年 3 月 <u>制定</u> 平成 29 年〇月 <u>改定</u></p> <p data-bbox="353 783 898 815">環境省環境保健部石綿健康被害対策室</p> <p data-bbox="147 927 315 959">目次 (略)</p> <p data-bbox="147 1023 443 1054">1. 背景 (本文略)</p> <p data-bbox="147 1118 271 1150"><脚注></p> <p data-bbox="147 1166 1106 1342">1 平成 18 年度から大阪府 <u>(岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、 阪南市、熊取町、田尻町、岬町)</u>、尼崎市、鳥栖市において、平成 19 年度から横浜市、羽島市、<u>大阪府 (河内長野市)</u>、奈良県において、平成 21 年度から北九州市において、<u>平成 26 年度から大阪府</u></p>	<p data-bbox="1279 443 1955 475">石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査計画書</p> <p data-bbox="1509 639 1715 671">平成 27 年 3 月</p> <p data-bbox="1346 783 1890 815">環境省環境保健部石綿健康被害対策室</p> <p data-bbox="1140 927 1308 959">目次 (略)</p> <p data-bbox="1140 1023 1435 1054">1. 背景 (本文略)</p> <p data-bbox="1140 1118 1263 1150"><脚注></p> <p data-bbox="1140 1166 2098 1294">1 平成 18 年度から大阪府、尼崎市、鳥栖市において、平成 19 年度から横浜市、羽島市、奈良県において、平成 21 年度から北九州市において、それぞれ調査を開始。</p>

<p>(大阪市)において、それぞれ調査を開始。</p> <p>2 詳細は「<u>第1期・第2期における石綿の健康リスク調査の主な結果と考察について</u>」(平成28年3月)を参照。</p> <p>2. 調査目的 (略)</p> <p>3. 調査実施体制 試行調査は、環境省が石綿ばく露者の健康管理に関する検討会(以下「検討会」という。)の意見に基づき調査を設計し、対象自治体に委託する形で実施する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>過去に調査対象地域に居住していた者の調査</u>(以下「転居者調査」という。)の事務局(以下「事務局」という。) 事務局は、環境省と請負契約を結び、転居者調査を実施する。</p> <p>4. 調査対象地域及び調査期間 (1) 調査対象地域</p>	<p>2 <u>有所見者数や医療の必要があると判断された者の数は、初回受診時に多く、2年目以降は大幅に少なくなった。有所見率や医療の必要があると判断された者の割合は、①女性よりも男性、②「ばく露歴オ」よりも「ばく露歴ア～エ」、③低年齢よりも高年齢において高かったなど、</u>詳細は「<u>これまでの「石綿の健康リスク調査」の主な結果及び今後の対応について</u>」(平成26年3月 <u>石綿の健康影響に関する検討会</u>)を参照。</p> <p>2. 調査目的 (略)</p> <p>3. 調査実施体制 試行調査は、環境省が石綿の健康影響に関する検討会(以下「検討会」という。)の意見に基づき調査を設計し、対象自治体に委託する形で実施する。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>転居者調査</u>の事務局(以下「事務局」という。) 事務局は、環境省と請負契約を結び、<u>調査対象地域から転居した者を対象とする調査</u>(以下「転居者調査」という。)を実施する。</p> <p>4. 調査対象地域及び調査期間 (1) 調査対象地域</p>
--	---

調査対象地域は、神奈川県（横浜市鶴見区）、岐阜県（羽島市）、大阪府（大阪市、堺市、岸和田市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、河内長野市、和泉市、東大阪市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町及び岬町）、兵庫県（尼崎市、西宮市、芦屋市、加古川市）、奈良県、福岡県（北九州市門司区）、佐賀県（鳥栖市）の7府県とする。なお、環境省は、調査の実施状況等に鑑み、調査対象地域を追加及び除外することができるものとする。

(2) 調査期間 (略)

5. 調査対象者 (略)

6. 調査方法

6-1. 石綿ばく露者の健康管理の試行

(1) 石綿ばく露の聴取

対象自治体又は事務局（以下「対象自治体等」という。）は、質問票を用いて、対象自治体等の職員又は対象自治体等より委託を受けた者が調査対象者の呼吸器疾患等の既往歴、本人・家族の職歴、居住歴、通学歴、喫煙の有無などを詳細に聞き取る。ただし、平成26年度以前に健康リスク調査に参加している者や過去に石綿ばく露の聴取を行った者については継続質問票により、自覚症状等を確認することとする。また、石綿ばく露を確認するに当たっては、石綿に関する健康管理等専門家会議による「石綿ばく露歴把握のための手引き～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～」（平成18年10月）等を参考にし、十分な知識を持った者が

調査対象地域は、大阪府泉南地域等、奈良県、横浜市鶴見区、羽島市、西宮市、芦屋市、尼崎市、北九州市門司区、鳥栖市とする。大阪府泉南地域等とは、泉南地域（岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町）、大阪市、堺市及び河内長野市の11市町とする。なお、環境省は、調査の実施状況等に鑑み、調査対象地域を追加及び除外することができるものとする。

(2) 調査期間 (略)

5. 調査対象者 (略)

6. 調査方法

6-1. 石綿ばく露者の健康管理の試行

(1) 石綿ばく露の聴取

対象自治体または事務局（以下「対象自治体等」という。）は、質問票を用いて、対象自治体等の職員または対象自治体等より委託を受けた者が調査対象者の呼吸器疾患等の既往歴、本人・家族の職歴、居住歴、通学歴、喫煙の有無などを詳細に聞き取る。ただし、平成26年度以前に健康リスク調査に参加している者や過去に石綿ばく露の聴取を行った者については継続質問票により、自覚症状等を確認することとする。また、石綿ばく露を確認するに当たっては、石綿に関する健康管理等専門家会議による「石綿ばく露歴把握のための手引き～石綿ばく露歴調査票を使用するに当たって～」（平成18年10月）等を参考にし、十分な知識を持った者

対応することとする。

- (2) 石綿ばく露の評価
- (2) - 1 胸部CT検査 (略)
- (2) - 2 読影

対象自治体等は、石綿ばく露や石綿関連疾患について十分な知識を持った専門家で構成される読影委員会を組織し、以下に示す画像所見①～⑨の有無を確認するものとする。その際、可能な限り、肺がん検診等で撮影した胸部X線画像を取り寄せ、読影する必要がある。ただし、複数の専門家による読影が担保されていれば、読影委員会の開催は省略可能とする。

画像所見

- ①胸水貯留
- ②胸膜プラーク (限局性の胸膜肥厚)
- ③びまん性胸膜肥厚
- ④胸膜腫瘍 (中皮腫) 疑い
- ⑤肺野の間質影
- ⑥円形無気肺
- ⑦肺野の腫瘤状陰影 (肺がん等)
- ⑧リンパ節の腫大
- ⑨その他の所見 (陳旧性結核病変など①～⑧以外の所見)

読影の結果、中皮腫又は石綿による肺がん等の石綿関連疾患が疑

が対応することとする。

- (2) 石綿ばく露の評価
- (2) - 1 胸部CT検査 (略)
- (2) - 2 読影

対象自治体等は、石綿ばく露や石綿関連疾患について十分な知識を持った専門家で構成される読影委員会を組織し、以下に示す画像所見①～⑨の有無を確認するものとする。その際、可能な限り、肺がん検診等で撮影した胸部X線画像を取り寄せ、読影する必要がある。ただし、複数の専門家による読影が担保されていれば、読影委員会の開催は省略可能とする。対象自治体等は、複数の専門家により以下の所見の有無を確認するものとする。

画像所見

- ①胸水貯留
- ②胸膜プラーク (限局性の胸膜肥厚)
- ③びまん性胸膜肥厚
- ④胸膜腫瘍 (中皮腫) 疑い
- ⑤肺野の間質影
- ⑥円形無気肺
- ⑦肺野の腫瘤状陰影 (肺がん等)
- ⑧リンパ節の腫大
- ⑨その他の所見 (陳旧性結核病変など①～⑧以外の所見)

読影の結果、中皮腫又は石綿による肺がん等の石綿関連疾患が疑

われ、病理組織診断等の精密検査を実施した場合については、調査対象者が負担した精密検査の自己負担分の費用は、試行調査において支払うこととする。

(3) 保健指導

対象自治体等は、調査対象者の健康管理に役立てるため、医師が診断をした後に、医師、保健師又は看護師を以て、調査対象者に対する保健指導を行わせるものとする。なお、対面での実施ができないと認められる場合には電話での実施も可能とする。試行調査の2年目以降についても、調査対象者が希望する場合には、再度、保健指導を行わせるものとする。

また、調査対象者の健康管理を把握するために、対象自治体等は以下に示す項目を記載した受診カードを適宜活用する。記載項目は、各対象自治体等で活用しやすいよう追加できるものとする。なお、適切な保健指導を行わせるために、環境省は、各自治体等の保健指導実施者を対象とした講習会を実施するものとする。

受診カード記載項目 (略)

受診結果

①～③ (略)

(4) 調査対象者のフォローアップ等

われ、病理組織診断等の精密検査を実施した場合については、調査対象者が負担した精密検査の自己負担分の費用は、試行調査において支払うこととする。

(3) 保健指導

対象自治体等は、調査対象者の健康管理に役立てるため、医師が診断をした後に、医師または保健師を以て、調査対象者に対する保健指導を行わせるものとする。試行調査の2年目以降についても、調査対象者が希望する場合には、再度、保健指導を行わせるものとする。

また、調査対象者の健康管理を把握するために、対象自治体等は以下に示す項目を記載した受診カードを適宜活用する。記載項目は、各対象自治体等で活用しやすいよう追加できるものとする。なお、適切な保健指導を行わせるために、環境省は、各自治体等の保健指導実施者を対象とした講習会を実施するものとする。

受診カード記載項目 (略)

①～③ (略)

(4) 調査対象者のフォローアップ等

調査対象者（過去の参加者も含む）のうち、「精密検査が必要」と判断された者（石綿関連疾患に限る）については、調査対象者の同意を得て、医療機関への照会を行い診断結果や治療経過等の把握に努める。また、「受診カード」を配布した者に対して、毎年
の肺がん検診の受診状況を把握し、未受診者に受診勧奨を行う。
なお、試行調査で得られた情報のうち、石綿健康被害救済制度の
運用に必要なものについては、独立行政法人環境再生保全機構が
利用する場合がある。

6-2. 効果的・効率的に健康管理を実施するための調査・検討
(略)

6-3. 報告 (略)

7. 倫理的事項

(1) インフォームドコンセント

①～⑦ (略)

⑧個人情報は対象自治体等において適正に管理・保管し、独立行政法人環境再生保全機構、環境省又はその委託を受けた者が調査又は法令上の措置に必要な範囲で共同利用すること

⑨平成18～26年度に実施した「石綿の健康リスク調査」又は「石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査」に参加した者は、その際得られた問診、聴取、検査結果を使用すること

⑩～⑬ (略)

調査対象者のうち、「受診カード」を配布した者に対して、毎年
の肺がん検診の受診状況を把握し、未受診者に受診勧奨を行う。
なお、試行調査で得られた情報のうち、石綿健康被害救済制度の
運用に必要なものについては、独立行政法人環境再生保全機構が
利用する場合がある。

6-2. 効果的・効率的に健康管理を実施するための調査・検討
(略)

6-3. 報告 (略)

7. 倫理的事項

(1) インフォームドコンセント

①～⑦ (略)

⑧個人情報は対象自治体等において適正に管理・保管し、独立行政法人環境再生保全機構、環境省またはその委託を受けた者が調査または法令上の措置に必要な範囲で共同利用すること

⑨平成18～26年度に実施した「石綿の健康リスク調査」に参加した者は、その際得られた問診結果や検査結果を使用すること

⑩～⑬ (略)

なお、同意書は原則として紙媒体で、対象自治体において20年間保管する。ただし、同意書を電子化して保存することも可能とする。電子化して保存する際には、データの取扱いについて十分配慮する必要がある。

(2) 個人情報の保護とデータの保存

試行調査によって得られた個人情報については、対象自治体等において管理するものとし、対象自治体等は個人情報の安全管理を図り、調査に従事する者に対する監督を行う。

試行調査で収集された調査対象者の年齢、性別等の基礎情報、聴取結果、所見等のデータは環境省が指定する様式に基づき、対象自治体等において取りまとめ、環境省に提出する。環境省は対象自治体等から提出されたデータを分析し、取りまとめた資料を作成し、保管・管理し必要に応じて追加調査を行う。環境省は、必要な場合には、データの分析、取りまとめた資料の作成、保管・管理及び追加調査を外部に委託することができる。

8. 調査成果の公表 (略)

なお、同意書は原則として紙媒体で、対象自治体において20年間保管する。ただし、同意書を電子化して保存することも可能とする。電子化して保存する際には、データの取扱いについて十分配慮する必要がある。

(2) 個人情報の保護とデータの保存

試行調査によって得られた個人情報については、対象自治体等において管理するものとし、対象自治体等は個人情報の安全管理を図り、調査に従事する者に対する監督を行う。

試行調査で収集された調査対象者の年齢、性別等の基礎情報、問診結果、所見等のデータは環境省が指定する様式に基づき、対象自治体等において取りまとめ、環境省に提出する。環境省は対象自治体等から提出されたデータを分析し、取りまとめた資料を作成し、保管・管理し必要に応じて追加調査を行う。環境省は、必要な場合には、データの分析、取りまとめた資料の作成、保管・管理及び追加調査を外部に委託することができる。

8. 調査成果の公表 (略)